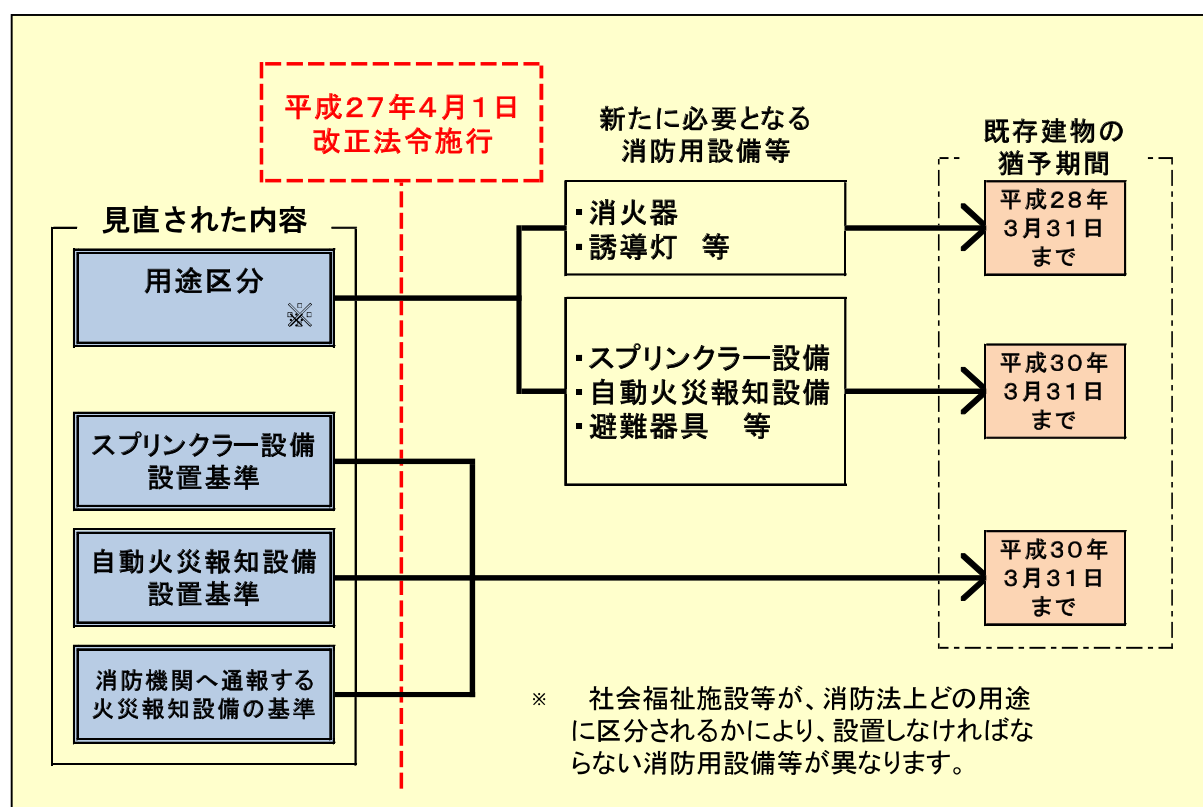




施設の実態調査を実施しています

社会福祉施設等で発生した火災を受けて、消防法令が改正され、社会福祉施設等の用途区分や、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の消防用設備等の設置基準が見直されました。



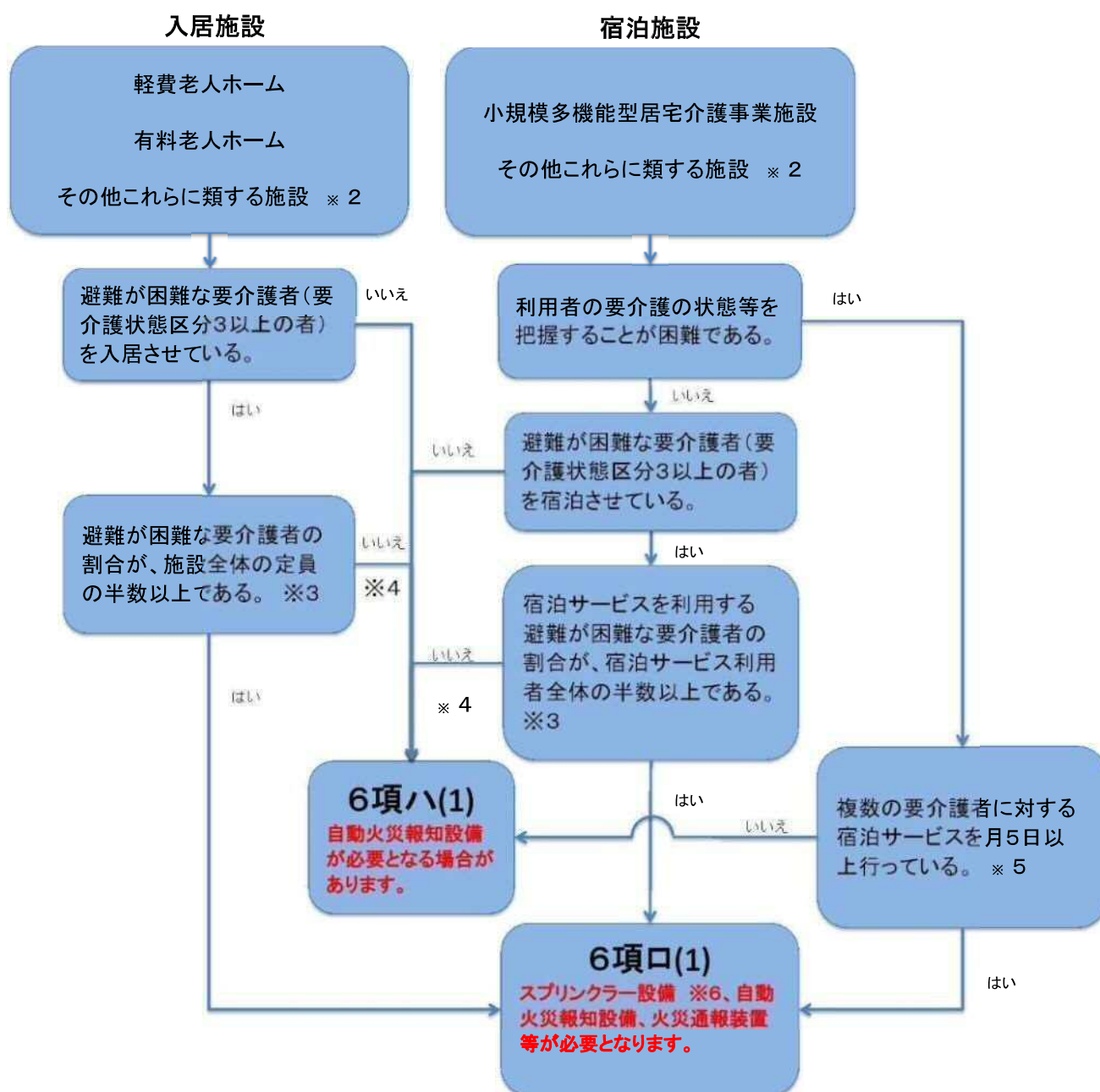
今回の消防法令の改正により、新たに消防用設備等の設置が必要になる場合がありますので、川崎市消防局では、平成27年4月以降、社会福祉施設に伺い、川崎市における用途区分判定フロー（別紙1）等により用途区分等を判定し、新たに消防用設備等が必要な施設に対しては、その旨通知しております。

つきましては、事前に利用者の要介護状態区分及び入居（宿泊）状況が確認できる資料を御用意していただきますようお願いいたします。また、施設によっては、施設の平均的な状況の確認方法（別紙2）又は用途確認書（別紙3）の提出をお願いする場合がありますので、御協力いただきますようお願いいたします。既に調査実施済みの施設におきましても、最新の情報を把握するため、再度調査を実施しておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

なお、川崎市における用途判定基準のため、他の自治体の判定と異なる場合があります。

川崎市における用途区分判定フロー

※ 1



※ 1 川崎市における用途判定基準のため、他の自治体の判定と異なる場合があります。

※ 2 「その他これらに類する施設」とは、老人に対して業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設

※ 3 宿泊の状況等について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合（小規模多機能型居宅介護事業施設、複合型サービス施設、お泊りディサービスを行う施設等）には、施設の平均的な状況として3ヶ月間の実績を確認した上で、避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させているかを判定（別紙2参照）

※ 4 入居又は宿泊の状況について、別紙3により提出

※ 5 宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状況として3ヶ月間の実績を確認した上で、複数の要介護者に対して宿泊サービスを提供した日が、3ヶ月間において15日以上である場合に、令別表第1(6)項ロ(1)として判定

※ 6 建物構造等により、設置が免除される場合があります。

施設の平均的な状況の確認方法

高齢者施設における宿泊の平均的な状況の例

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	...	...	90
宿泊の状況 ※ 1	○ ○ ●	○ ● ●	●	宿泊なし	○ ○ ○ ○	● ●	○ ○ ○ ○ ●	○ ○	● ● ● ●	○	...	...	○ ○ ● ●
割合 ※ 2	1/3	2/3	1/1	0/0	0/4	2/2	1/5	0/2	4/4	0/1	...	...	2/4

※ 1 宿泊の状況（凡例）

○ : 要介護状態区分 3 未満の者

● : 要介護状態区分 3 以上の者（避難が困難な要介護者）

宿泊なし：宿泊サービスの提供がなかった日

※ 2 割合欄：宿泊サービス利用者全体における、避難が困難な要介護者の割合

入居・宿泊の平均的な状況は、3 箇月間の利用状況において確認しますので、利用者の要介護状態区分及び宿泊状況がわかる資料をご用意ください。

用途確認書（高齢者施設）

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1（6）項ハ(1)に掲げる防火対象物とされた際の状況は次のとおりです。

チェック欄	施設種別	入居又は宿泊の状況
☐	軽費老人ホーム	◎ 入居の状況 A：要介護状態区分が 3 以上の者の数（ 人） B：施設全体の定員数（ 人）
☐	有料老人ホーム	判定 $A/B < 0.5$
☐	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	◎ 宿泊の状況 A：宿泊サービスを利用する要介護状態区分が 3 以上の者の数（ 人） B：宿泊サービス利用者全体の数（ 人） 判定 $A/B < 0.5$
☐	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの （令別表第 1（6）項ハ(1)に掲げるものに限る。）	◎ 入居の状況 A：要介護状態区分が 3 以上の者の数（ 人） B：施設全体の定員数（ 人） ◎ 宿泊の状況 A：宿泊サービスを利用する要介護状態区分が 3 以上の者の数（ 人） B：宿泊サービス利用者全体の数（ 人） 判定 $A/B < 0.5$

上記の状況について、施設の実態と相違ありません。

事業所名称

所在地

職・氏名

電話（ ）

- （備考） 1 この書類は、令別表第 1（6）項ハ(1)となる場合に提出してください。
 2 該当する施設種別のチェック欄にレ点を記入してください。
 3 施設の管理等について責任的立場にある者が署名してください。

社会福祉施設の消防用設備等に関わる消防法令改正の概要 もしもの火災から利用者を守る



社会福祉施設の安全と安心のために、

〈改正の趣旨〉

1. 社会福祉施設等の様相の多様化により、自力で避難することが困難な要介護者の入居・宿泊が常態化している施設や、福祉関係法令に位置づけられていないもので社会福祉施設等と同様なサービスを提供する施設があることから、消防法上の位置づけを明確にするため消防法施行令別表第1における用途区分の改正が行われました。
2. 平成25年2月の長崎市認知症高齢者グループホーム火災を契機に、ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）とハード面（建築構造や通報・消火設備など）の対策について検討が行われ、消防用設備等の基準の改正がなされました。
3. 認知症高齢者グループホーム火災の対策検討の中で、障害者施設等の安全対策についても検討がなされ、併せて改正がなされました。

〈改正の概要〉

あなたの施設の消防法上の用途区分は？

改正された用途区分により新しく(6)項口又は(6)項ハになった施設

A「新旧用途別一覧」による新しい用途区分の消防用設備等の設置基準が適用されます。また、改正された用途別の新しい基準が適用されます。

主な消防用設備等の設置基準は、**F**で確認してください。

改正前から(6)項口に該当する施設

スプリンクラー設備及び火災通報装置の基準が改正されました。

原則として面積に関係なく、スプリンクラー設備の設置が必要となります。

火災通報装置を自動火災報知設備と連動して起動させることが必要となります。

詳しくは、**C**で確認してください。

改正前から(6)項ハに該当する施設

自動火災報知設備の基準が改正されました。

利用者を入居又は宿泊させる施設の場合、面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要となります。

詳しくは、**D**で確認してください。

消防用設備等の基準の改正が行われました。

〈改正対象の主な設備〉



〈施行スケジュール〉

新築はH27.4/1～全て適用

施行日及び既存施設の経過措置

施行日	▼H27.4/1	▼H28.3/31	▼H29.3/31	▼H30.3/31
平成25年3月改正 (6)項口、ハの用途区分の見直し	★			
消火器、漏電火災警報器、誘導灯	→			
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備、火災通報装置、非常警報設備、避難器具	→	→	→	→
平成25年12月改正 (6)項口、ハの消防用設備等の設置強化	★			
スプリンクラー設備の設置の見直し (6)項口の施設で面積に関係なく (一部施設は275㎡以上)	→	→	→	→
火災通報装置の起動方法の見直し (6)項口の施設の装置は自動火災報知設備の作動と連動して起動	→	→	→	→
自動火災報知設備の設置の見直し (6)項ハ(入居施設等に限る)で面積に関係なく	→	→	→	→

A 新旧用途別一覧(平成27年4月1日施行)

旧 平成27年3月末まで

新 平成27年4月1日から

(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設等)

老人短期入所施設
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
有料老人ホーム(一部)
介護老人保健施設
老人短期入所事業を行う施設
認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
救護施設
乳児院
障害児入所施設
障害者支援施設(一部)
短期入所を行う施設(一部)
共同生活介護を行う施設(一部)

(1) (高齢者施設)
老人短期入所施設
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム※1
有料老人ホーム※1
介護老人保健施設
老人短期入所事業を行う施設
小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※1
認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
その他これらに類するもの※2

(2) (生活保護者施設)
救護施設

(3) (児童施設)
乳児院

(4) (障害児施設)
障害児入所施設

(5) (障害者施設)
障害者支援施設※3
短期入所を行う施設又は
共同生活援助を行う施設※3(「短期入所等施設」)

(6) 項ハ (老人福祉施設、児童養護施設等)

老人デイサービスセンター
軽費老人ホーム
老人福祉センター
老人介護支援センター
有料老人ホーム(一部)
老人デイサービス事業を行う施設
小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
更生施設
助産施設
保育所
児童養護施設
障害児入所施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
児童発達支援センター
情緒障害児短期治療施設
児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設
身体障害者福祉センター
障害者支援施設(一部)
地域活動支援センター
福祉ホーム
(障害者のための)生活介護、短期入所、
共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、
就労継続支援、共同生活援助を行う施設(一部)

(1) (高齢者施設)
老人デイサービスセンター
軽費老人ホーム※4
老人福祉センター
老人介護支援センター
有料老人ホーム※4
老人デイサービス事業を行う施設
小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※4
その他これらに類するもの※5

(2) (生活保護者施設)
更生施設

(3) (児童施設)
助産施設
保育所
幼保連携型認定こども園
児童養護施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
一時預かり事業を行う施設
家庭的保育事業を行う施設
その他これらに類するもの※6

(4) (障害児施設)
児童発達支援センター
情緒障害児短期治療施設
児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設

(5) (障害者施設)
身体障害者福祉センター
障害者支援施設※7
地域活動支援センター
福祉ホーム
(障害者のための)生活介護、短期入所、自立訓練、
就労移行支援、就労継続支援若しくは
共同生活援助を行う施設※8

B 用途変更に係る留意事項

(6) 項口関係

- ※1 避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させるもの ⇒（規則5条3項）
 ・「避難が困難な要介護者を主として入居させる」とは、「介護保険法の要介護状態区分が3～5の者」を対象とし、その入居者が、施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断する。
 ・「避難が困難な要介護者を主として宿泊させる」とは、宿泊業務が常態化し、「介護保険法の要介護状態区分が3～5の者」の割合が、当該施設の宿泊利用者全体の半数以上であることを目安として判断する。（⇒H26.3 消防予第81号）
- ※2 (6) 項口 (1) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条4項）
 避難が困難な要介護者を主として入居（宿泊）させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。
- ※3 避難が困難な障害者を主として入所させるもの ⇒（規則5条5項）
 ・「避難が困難な障害者等」とは、「障害者総合支援法の障害支援区分が4～6の者」を対象とし、定員の概ね8割を超えることを目安として判断する。（⇒H26.3 消防予第81号）

(6) 項八関係

- ※4 (6) 項口 (1)（高齢者施設）に掲げるものを除く。
- ※5 (6) 項八 (1) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条6項）
 老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設。
- ※6 (6) 項八 (3) 「その他これらに類するもの」 ⇒（規則5条7項）
 業として、乳児若しくは幼児を、一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設。
- ※7 (6) 項口 (5)（障害者施設）に掲げるものを除く。
- ※8 (6) 項口 (5)（障害者施設）短期入所等施設を除く。

《主な改正通知等一覧》

- 用途区分が変更となった改正法令
 ・消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（H25.3.27 消防予第120号）
- 消防法施行令改正に伴う運用等について
 ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）
 （H25.3.27 消防予第121号）
- 火災を契機として消防用設備等の設置が強化された改正法令
 ・消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（H25.12.27 消防予第492号）
- 消防法施行令改正に伴う運用等について
 ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）
 （H26.3.14 消防予第81号）
- スプリンクラー設備の設置を要しない構造等の基準
 ・消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について（H26.3.26 消防予第101号）
- スプリンクラー設備の設置を要しないこととする特例基準
 ・小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について
 （H26.3.28 消防予第105号）
- スプリンクラー設備の設置を緩和する際の避難に関する基準
 ・入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公布について
 （H26.3.28 消防予第110号）
- 障害者施設等に係る設置の運用等について
 ・消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（H26.3.28 消防予第118号）

C (6) 項口「新たに施行される消防用設備等の設置基準」

（スプリンクラー設備・火災通報装置）

設備	対象	改正内容	施行
スプリンクラー設備 令 12条1項	(6) 項口 (1) 高齢者施設 (3) 児童施設	275㎡未満の施設にも設置が必要	平成 27 年 4 月 1 日 既存の建物は 平成 30 年 3 月 31 日 まで 経過措置期間
	(6) 項口 (2) 生活保護者施設 (4) 障害児施設 (5) 障害者施設 の防火対象物で、介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの。	火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造の施設は除かれる。	
火災通報装置 規則 25条3項	(6) 項口、 これら施設を含む (16) 項イ	自動火災報知設備と連動して起動する。（「防災センター」に設置されるものは除かれる。）	

「介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの」とは、乳児、幼児や障害支援区分4以上の者であって、規則12条の3で規定する認定調査項目（「移乗」等）の6項目のいずれかにおいて、「支援が必要」等に該当する者が、利用者の概ね8割を超える施設をいう。

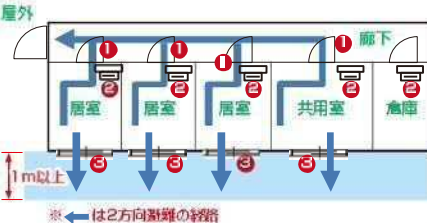
D (6) 項八「新たに施行される消防用設備等の設置基準」

設備	対象	改正内容	施行
自動火災報知設備 令 21条1項	(6) 項八（利用者を入居又は宿泊させる施設に限る。）	300㎡未満の施設にも設置が必要	平成 27 年 4 月 1 日 既存の建物は 平成 30 年 3 月 31 日 まで 経過措置期間

「入居又は宿泊させる」とは、施設の利用者が夜間に就寝するもので、入院や入所も含む。（H26.3 消防予第118号）

300㎡未満（特定一階段等防火対象物を除く。）の施設の場合、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能となる。

E スプリンクラー設備の設置を要しない構造

従来の構造	規則 12条の2 1項1号	延べ面積 1,000㎡未満（基準面積） ○防火区画 ・居室を準耐火構造の壁、床で区画 ・区画は 100㎡以下かつ 4以上の居室を含まない。 ○内装制限あり（避難経路は準不燃材料、その他の部分（居室を含む。）は難燃材料） ○扉は防火設備で自動的に閉鎖する。
	規則 12条の2 1項2号	延べ面積 1,000㎡以上（基準面積） ○防火区画 ・居室を耐火構造の壁、床で区画 ・区画は 200㎡以下 ○内装制限あり（同上） ○扉は特定防火設備
新たに設けられた構造	規則 12条の2 2項1号	延べ面積 100㎡未満 ○単一用途 ○入居者が利用する居室が避難階 I 内装不燃化 ○避難経路を準不燃材料 ○その他の部分を難燃材料 
	規則 12条の2 2項2号	延べ面積 100㎡未満 ○単一用途 ○入居者が利用する居室が避難階 II 内装不燃化を要しない ① 居室区画（扉は自動閉鎖） ② 煙感知器 ③ 各居室の開口部 ・屋内外から容易に開放 ・幅員 1m以上の空地に面する。 ・避難できる大きさ等 ④ 2方向避難が確保されている。 ⑤ 火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること。 
	規則 12条の2 3項	共同住宅の一部を施設としたもの（他の用途は存しないもの） ○施設部分の延べ面積の合計 275㎡未満 ○防火区画 ・施設部分の各住戸を準耐火構造の壁、床で区画（扉は防火設備） ・施設部分の各住戸が 100㎡未満 ○住戸内 ・居室および通路に煙感知器 ・避難経路（他の居室を通過しない。） ・居室の通路側扉は自閉式で不燃材料 ○内装制限あり（避難経路は準不燃材料、その他の部分（居室を含む。）は難燃材料）

F 社会福祉施設の主な消防用設備等

(6) 項口（自力避難困難者入所福祉施設等）		
消火器	全 部	
屋内消火栓設備	延べ面積 700㎡以上	
スプリンクラー設備	全 部（一部施設は延べ面積 275㎡以上）	改正になった 設置基準
自動火災報知設備	全 部	
漏電火災警報器	延べ面積 300㎡以上	
火災通報装置 ※	全 部 (自動火災報知設備と連動して起動)	改正になった 設置基準
非常警報設備	収容人員 50人以上	
避難器具	20人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は10人以上)	
誘導灯	全 部	
(6) 項ハ（老人福祉施設、児童養護施設等）		
消火器	延べ面積 150㎡以上	
屋内消火栓設備	延べ面積 700㎡以上	
スプリンクラー設備	床面積合計 6,000㎡以上	
自動火災報知設備	全 部 (入居・宿泊させるもの)	改正になった 設置基準
漏電火災警報器	延べ面積 300㎡以上	
火災通報装置 ※	延べ面積 500㎡以上	
非常警報設備	収容人員 50人以上	
避難器具	20人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は10人以上)	
誘導灯	全 部	

※火災通報装置とは、消防機関へ通報する火災報知設備

構造・階数等によって設置基準が異なる場合があります。
設置・免除等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。

日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

URL <http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/>

お問い合わせ先

上記項目に該当しない施設は、スプリンクラー設備の設置が必要です。
設置・免除等に関わる具体的な事柄は、お近くの消防機関に相談してください。



我が家を守ろう！ 住宅防火のポイント

○ 火事を防ぐために・・・



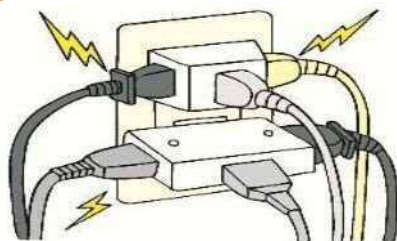
寝たばこは絶対にしない！



**コンロから離れる時は
必ず火を消す！**



**ストーブの周りに
燃えやすい物を置かない！**



**電気コード・コンセントは
タコ足配線をしない！**



火事・救急は「119番」へ



我が家を守ろう！ 住宅防火のポイント

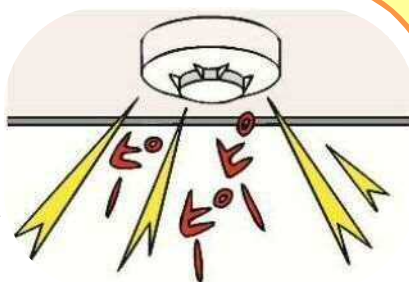


川崎市消防局
イメージキャラクター
太助

○ いざ！という時のために…

火事を早く周りに知らせる
「**住宅用火災警報器**」を
設置してください。

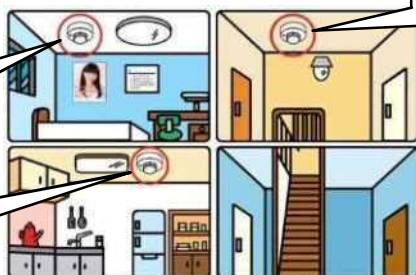
※ 平成23年6月1日から消防法及び条例により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



設置場所

寝室は
睡眠中の安全など

台所は
火災の早期発見



階段は
煙と炎の通り道

※ 階段は上階に
寝室がある場合、
上部に設置。

電池切れの場合は、経年劣化も考えられますので、本体を交換することをお勧めします。

早期に消火して
被害を最小限に、
おさえることの
できる、
「**住宅用消火器**」
を備えましょう。



燃え広がりを防ぐため、
燃えにくい「**防災品**」の
使用をお勧めします。



悪質な訪問販売にご注意を！



消防署や市町村が、
直接、訪問販売をする
ことはありません。
また、不適正な価格
(市場価格を超える高
額な価格) による販売
を行う業者に、ご注意
ください。



お問い合わせ

川崎市消防局 予防部予防課

住所 川崎市川崎区南町20-7 ☎044-223-2703

既存の建物に社会福祉施設が入居する場合

消防、建築の基準を御確認ください

既存の建物内で、新たに社会福祉施設を開設する場合、その建物に消防用設備等の追加設置が必要となる場合があります。

また、建物によっては、構造等が社会福祉施設として適当でない場合があります。



消防用設備等が適正に設置されていないと、火災時に利用者の安全を確保することができなくなってしまいます。消防職員が立入検査で確認した場合は、消防法令違反として指導・公表の対象となりますので、施設の円滑な運営のためにも管轄消防署で**事前に相談**していただくようお願いいたします。**特に一般住宅を社会福祉施設に改装する場合は、十分御注意ください。**

また、建物構造等が福祉施設に適合するものであるか、計画段階で建築士等に確認するようお願いします。

〔消防に関するお問い合わせ先〕

消防署	管轄のエリア	住所	電話番号
臨港消防署予防係	川崎区 ※詳細の区域はお電話にてご確認ください。	川崎区池上新町 3-1-5	(代) 044(299)0119
川崎消防署予防係		川崎区南町 20-7	(代) 044(223)0119
幸消防署予防係	幸区	幸区戸手 2-12-1	(代) 044(511)0119
中原消防署予防係	中原区	中原区新丸子東 3-1175-1	(代) 044(411)0119
高津消防署予防係	高津区	高津区二子 5-14-5	(代) 044(811)0119
宮前消防署予防係	宮前区	宮前区宮前平 2-20-4	(代) 044(852)0119
多摩消防署予防係	多摩区	多摩区柊形 2-6-1	(代) 044(933)0119
麻生消防署予防係	麻生区	麻生区万福寺 1-5-4	(代) 044(951)0119

〔建築に関するお問い合わせ先〕

まちづくり局指導部建築指導課建築監察担当 電話044(200)3008

違反対象物の公表制度

利用者の安全・安心のために



消防関係法令に重大な違反のある建物や店舗に関する情報が、

平成26年10月1日から

川崎市ホームページで確認できます。

※ 違反対象物一覧のページ

<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000059518.html>

川崎市消防局イメージキャラクター 太助

公表制度とは

建物を利用しようとする者が、建物の防火に係る安全性の情報を入手し、利用を判断できるよう、消防関係法令に重大な違反のある建物等を公表する制度です。

公表対象となる建物は

劇場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、老人ホームなど不特定多数の人が出入りする建物

※ 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる建物

公表方法と公表内容は

●公表方法

川崎市ホームページ

(<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000059518.html>)



●公表内容

建物名称、所在地、違反の内容



公表対象となる違反は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置の場合



川崎市消防局

お問い合わせは、川崎市消防局予防部査察課又は最寄りの消防署予防課まで

公表までの流れ



立入検査

消防職員が立入検査を実施し、公表対象となる違反(※)を確認

※ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置



検査結果の通知

立入検査の結果を通知(防火対象物立入検査結果通知票の交付)



公表の通知

公表予定の建物関係者に公表する事項、公表方法、公表予定日を通知(公表通知書の交付)

立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合



川崎市ホームページで建物名称、所在地、違反の内容を公表

問合せ先

川崎市消防局予防部査察課

電話 044-223-2753

土砂災害に備えて

災害時要援護者施設用
土砂災害時の避難確保計画作成のてびき

川崎市総務企画局危機管理室

平成29年 9月

はじめに

土砂災害から身を守るためには、日頃の備えと円滑かつ迅速な避難が重要です。特に災害時要援護者施設におかれましては、土砂災害ハザードマップで土砂災害警戒区域や避難場所の位置を確認することはもちろん、施設として土砂災害対応マニュアルを作成し、どのように土砂災害に対応していくかをあらかじめ定めておくことが必要となります。

市では施設管理者が土砂災害対応マニュアルを作成していただくために、「土砂災害対応マニュアル作成のてびき」及び「土砂災害対応マニュアルひな形」を作成し、施設管理者及び施設職員の皆様に、これらを活用して、土砂災害対応マニュアルの作成に取り組んでいただくようお願いしてきたところです。

国では平成27年9月の関東・東北豪雨や、平成28年8月の台風10号等において、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生したことに伴い、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現する施策の一つとして、平成29年6月に「土砂災害防止法」の一部を改正し、災害時要援護者施設の所有者又は管理者（以下、「施設管理者等」という。）に対し、土砂災害時に対する「避難確保計画」の作成、避難訓練の実施と作成した計画を市長へ報告することを義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとしました。

つきましては、土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設の施設管理者等や施設職員の皆様は、「施設の立地と土砂災害警戒区域の関係」及び「施設の状況、環境等」を踏まえて、本「土砂災害時の避難確保計画作成のてびき」（以下、「作成のてびき」という。）及び「土砂災害時の避難確保計画ひな形」（以下、「ひな形」という。）を活用して、速やかに避難確保計画の見直しや作成に取り組んでいただきますとともに、計画の提出をお願いいたします。

～目次～

1	土砂災害について	1
2	災害時要援護者施設の範囲について	3
3	気象情報について	4
4	市が発令する避難に関する情報について	6
5	気象情報や避難に関する情報の収集について	9
6	施設の土砂災害の危険性の確認について	12
7	施設に応じた避難行動の確認について	14
8	避難確保計画の作成及び訓練の実施について	19
9	川崎市への報告について	21
10	土砂災害から身を守るためのポイントについて	22
11	避難確保計画に定めるべき事項について	23

1 土砂災害について

土砂災害や土砂災害警戒区域がどのようなものか知っておきましょう。

(1) 土砂災害とは

崖崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害は、すさまじい破壊力をもつ土砂が、一瞬にして多くの人命や住宅などの財産を奪ってしまう恐ろしい災害です。傾斜が急な山が多く、台風や大雨、地震などの多い日本では、その地形的・気象的な条件によって、土砂災害が発生しやすい国土環境にあります。

(2) 土砂災害警戒区域とは

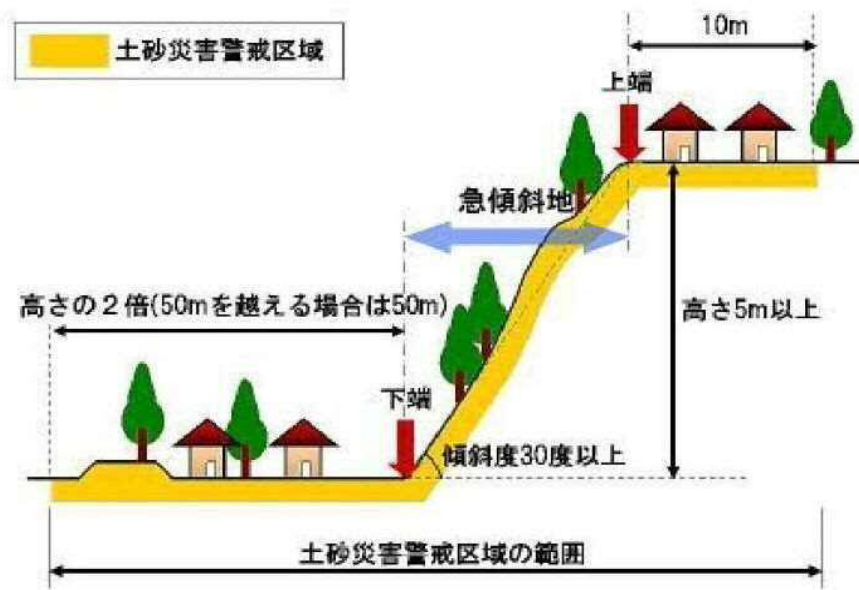
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」（平成13年施行）に基づき、土砂災害への注意が必要な区域を、県が「土砂災害警戒区域」として指定しています。

土砂災害警戒区域は、土砂災害の種類に合わせて「急傾斜地の崩壊（崖崩れ）」「土石流」「地すべり」に分類され指定されますが、川崎市における土砂災害警戒区域は全て「急傾斜地の崩壊（崖崩れ）」に分類されています。

【指定基準】

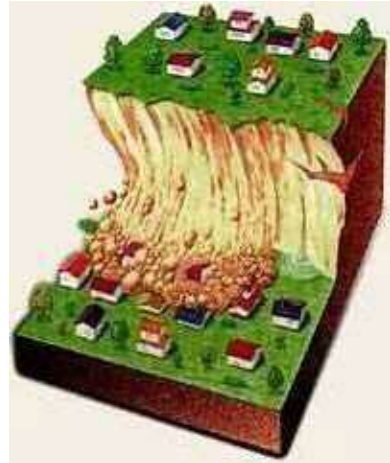
傾斜地の形態に着目し、一律に指定されるもので、「急傾斜地の崩壊（崖崩れ）」の指定基準は次のとおりです。

- 1 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 2 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 3 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内（50mを超える場合は50m）の区域



(3) 崖崩れとは

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。崖崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。



(出典：国土交通省HP「砂防：がけ崩れとその対策」)

2 災害時要援護者施設の範囲について

災害時要援護者施設に該当するかを確認しておきましょう。

土砂災害防止法第8条第4号に定める「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」は、次のとおりです。

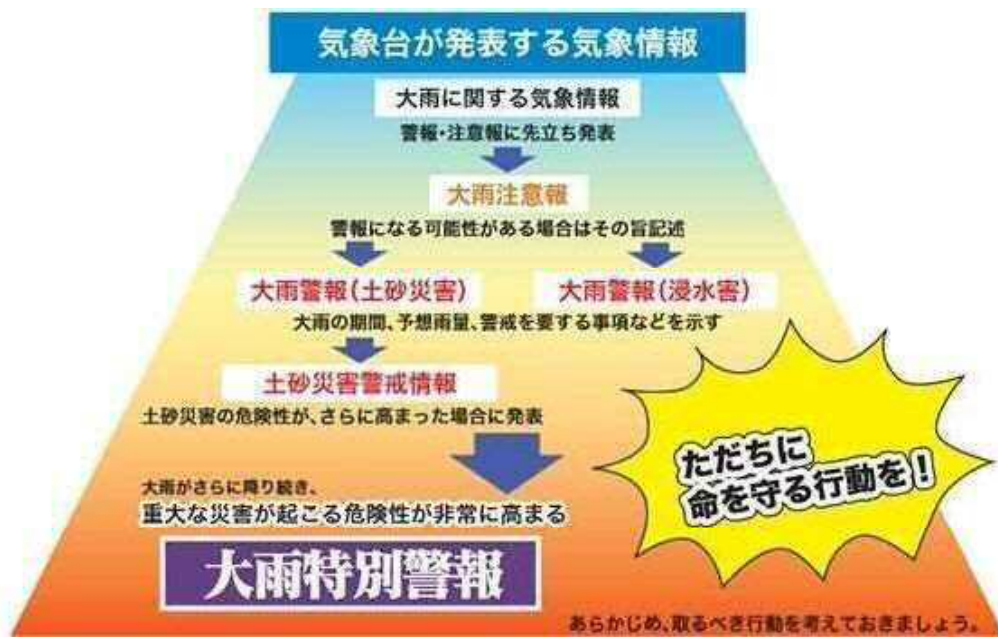
社会福祉施設	高齢者施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 等
	障害児・者施設	身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設 等
	乳幼児施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター 等
学 校		幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くもの） 等
医療施設		病院、診療所、助産所（いずれも有床に限る） 等

3 気象情報について

土砂災害への注意や警戒を呼びかける気象情報の種類と意味をしっかりと理解しておきましょう。

気象庁は、大雨などによって災害が起こるおそれのあるときは「大雨注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「大雨警報」を、また、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、県と共同で「土砂災害警戒情報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

種類	注意喚起・警告内容
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続されます。
大雨警報（土砂災害）	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続されます。 なお、大雨警報（土砂災害）は、土砂災害警戒情報の判断基準から概ね1時間前に達する土壤雨量指数の値を基準として設定されており、その基準を超える2～6時間前に発表されます。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報です。 県と気象庁は、2時間後までに土砂災害警戒情報の判断基準に到達すると予想した場合に土砂災害警戒情報を発表するよう努めています。  (出典：政府広報オンライン「暮らしのお役立ち情報」)
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている状況で、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、発表されるものです。
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表されます。重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表が継続されます。



(出典：気象庁「特別警報が始まります。」)